

平成 26 年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

平成 26 年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

なお、当該指摘事項については、各法人及び施設からの改善報告内容を確認し、すべて改善済み又は改善中であることを申し添えます。

1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。平成 26 年度中は、一般指導監査 142 件、随時指導監査 1 件及び特別指導監査 1 件を実施しました（今回の公表においては、当該随時指導監査及び特別指導監査に係る指摘件数及び指摘内容は除外しております。）。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所及び母子生活支援施設のみ毎年実施しています。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「平成 26 年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設根拠規定	指導監査根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項	社会福祉法第 70 条
福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 26 項	障害者総合支援法第 81 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条第 1 項

2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、高知県又は中国四国厚生局の所管となります。）。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	70	58	44

(2) 主な指摘内容

○ 定款関係

- ・ 定款上、理事の選任については、評議員会で選任後3分の2以上の理事同意が必要とされている。理事は評議員会のみで選任されるべきであり、定款変更を行うこと。
- ・ 理事会の承認を経た定款変更案について、適正に変更申請の事務手続を行い、高知市長の認可を受けること。
- ・ 定款における基本財産の記載が不動産登記と異なっている。その他誤字等訂正が必要な箇所も含めて定款を変更すること。

○ 役員等選任関係

- ・ 役員改選時には、再任の場合も含め、身分証明申立書（社会福祉法第36条第4項に該当しない旨）の提出を受け、保管すること。
- ・ 理事長と特殊の関係がある者が監事に含まれているため、定款の規定に基づき、その改善を図ること。
- ・ 監事のうち1名については、「社会福祉法人審査基準」に基づき、「財務諸表等を監査し得る者」を選任すること。
- ・ 定款の規定に基づき、親族その他特殊の関係のある者（互いに他の同一法人において役員を務めている者）を、理事については1名以内に、監事については就任させないよう是正すること。
- ・ 現就任評議員数が、定款に規定する定数より1名多い状態であるため、定数どおりに是正すること。

○ 理事会・評議員会運営関係

- ・ 理事からの委任状提出をもって理事会への出席としている事例が認められた。社会福祉法人の理事会においては委任状による出席は認められていないため、出席できない理事については、定款に基づき、あらかじめ書面により議案についての意思を表示する書面表決を行った場合に出席の取扱いとすること。
- ・ 理事会において、補正予算に係る事案を理事長の報告事項（専決処分）としていた事例が認められた。予算の編成は、理事総数の3分の2以上の同意を要する議決事項であるため、理事会で適切に承認を得ること。

○ 理事会等議事録関係

- ・ 意図的に実際の開催日とは異なる日付が記載された理事会の議事録作成が認められた。議事録は、法人の意思決定を証明する書類であり、法人運営の根幹に関わる重要な文書である。当該行為は法人の社会的信用を著しく損なう行為であるため、今後は厳に慎むこと。

○ 社会福祉事業関係

- ・ 施設用地の使用貸借契約書は適正に保管すること。
- ・ 「保育所運営費の経理等について（平成 12 年 3 月 30 日児発 299 号）」に従い、当期末支払資金残高は、当該年度の運営費収入の 30%以下の保有とすること。

○ 監事監査関係

- ・ 定款に基づき、監事は決算理事会において監査報告を行うとともに、必要があるときは理事会に出席して意見を述べること。

○ 登記関係

- ・ 資産の総額の登記は、組合等登記令に基づき、法定期限内（事業年度末日から 2 月以内）に行うこと。

○ 会計・経理関係

- ・ 補正予算は、施設の実態を十分把握したうえで、適切な時期に作成し、理事会において承認を得ること。
- ・ 平成 26 年度当初から新会計基準を適用しているが、経理規程が旧会計基準に拠ったままとなっているため、速やかに新会計基準に基づく経理規程に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から遡及適用するよう理事会の承認を得て運用すること。
- ・ 当初予算は、定款準則第 17 条に従い、年度開始前に経理区分ごとに作成すること（法人本部経理区分未作成）。
- ・ 平成 25 年度決算書類における資金収支計算書を正しく作成すること（予算欄が補正後予算を反映していない）。
- ・ 決算書の普通預金残高は、金融機関発行の残高証明書と一致させること。
- ・ 施設耐震診断委託業務について、経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日社援施第 7 号）に基づき、予定価格が 100 万円を超える場合は、原則として競争入札により施工業者を選定のうえ契約すること。
- ・ 高額物品を購入する際は、経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日社援第 7 号）に従い、予定価格が 160 万円を超える場合は、原則として競争入札により購入先業者を選定のうえ契約すること。

3 保育所に対する指導監査

公立保育所は2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所59施設のすべてについて、社会福祉法人が経営する施設となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	25	13	2
民営保育所	59	59	18

(2) 主な指摘内容

○ 人員関係

- ・ 開所時間中は、園長を除き2名以上の有資格保育士を配置するよう体制を改めること。

○ 防災対策関係

- ・ 避難訓練及び消火訓練は、月1回以上実施し、記録を適切に残すこと。
- ・ 防火管理者の選任を行い消防署に届け出ること。

○ 会計・経理関係

- ・ 小口現金について、実際保有残高と小口現金出納帳の残高の不整合（実際保有残高が、300円不足）を確認したので、原因を究明するとともに、内部牽制に配慮した業務体制の確保に努め、管理すること（社会福祉法人会計基準「運用指針」1）。

4 母子生活支援施設に対する指導監査

平成26年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

5 老人福祉施設に対する指導監査

平成26年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	0
特別養護老人ホーム	15	3	0
軽費老人ホーム	6	2	0

6 障害者支援施設等に対する指導監査

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	4	1
福祉ホーム	1	0	0

(2) 指摘事項

- ・ 積立金への積立では、事業活動計算書（拠点区分単位）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で特定の目的のために積立てること（社会福祉法人会計基準注解（注 20）、パブリックコメントNo.134）。

7 救護施設に対する指導監査

平成 26 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	1	1	0